

はがき・ファックスの記載例

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

(往復はがきには、
返信用にも住所・
氏名)

講座・
催し等の
申し込み

※あて先は各記事
の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。



くらし

6月1日は

「人権擁護委員の日」

●人権相談のご利用を

全国人権擁護委員連合会では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する啓発行事や全国一斉人権相談などを行っています。秘密は厳守します。人権に関する悩みを、お気軽にご相談ください。

西早稲田リサイクルまつり

【日時】6月15日(日)午前10時～午後3時

【内容】リサイクル工作、おもちゃ修理、古着・ペットボトルキャップ回収、環境小断と落語、新宿サイダー販売、模擬店ほか

【会場 問合せ】西早稲田リサイクル活動センター（西早稲田3-19-5） ☎（5272）5374（月曜日休館）へ。

リサイクル講座

①古布からリバーシブルの帽子作り

【日時】6月17日(火)午前9時30分～11時30分

【会場】新宿リサイクル活動センター

【持ち物】古いズボンやスカート等の木綿の布（ほどいてアイロンをかける。約70cm×70cm。色柄の違うものを2～3種類）ほか

②牛乳パックでペン立てなどの

講座

「基礎から学ぶ寄せ植え」

①観葉植物の寄せ植え

【日時】6月20日(金)午前10時～12時・午後1時30分～3時30分

【費用】2千円(自宅学習用に苗を追加する場合は2千500円)

②自宅で野菜を作ろう

【日時】6月22日(日)午前10時～12時・午後1時30分～3時30分

【内容】▼土や肥料など野菜作りの基礎を解説、▼種まき、ミニトマトの苗植え

【費用】2千円

【持ち物】2リットルの空きペットボトル1個ほか

……………(以下共通)……………

講師)星野学(テクノホールティ園芸専門学校講師)

【会場 申込み】往復はがきに2面記載例のほか希望講座(①②の別)、希望時間(午前・午後)の別、①は苗の追加希望の有無を記入し、①は6月10日、②は6月

介護保険通所サービス利用時の
食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス)利用時の食費を、1日に付き200円助成します。

※「介護予防」の同様のサービスも対象になります。

※対象になる通所サービス事業所は、区に「この助成制度の実施を届け出た区内の事業所」です。詳しくは、介護保険課給付係へお問い合わせください。

介護保険サービス利用料の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減します。

【対象のサービス】

▶訪問介護、▶夜間対応型訪問介護、▶通所介護、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護、▶訪問看護、▶訪問入浴、▶短期入所生活介護、▶短期入所療養介護、▶訪問リハビリテーション、▶通所リハビリテーション、▶介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、▶複合型サービス、▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※上記と同様の「介護予防」のサービスも対象になります。

この軽減は、東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。

【対象】次の全てに該当する方(被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)

▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない

※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含みます。

※2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含みます。

【軽減の対象となる費用・減額割合】サービスの自己負担額、食費・居住費(滞在費)の自己負担額の25%を減額(老齢福祉年金を受給している方は50%を減額)

●一緒にまちをきれいに
区内の福祉施設「新宿マルイ本館」の社員有志グループ「グリーン・エレファント」、NPO法人グリーンバードが協力し、歌舞伎町周辺の路上を清掃します。どなたでも参加できます。当日直接、集合場所においでください。

【日時・集合場所】6月4日(水)午前9時に新宿マルイ本館(新宿3-30-13)裏に集合(雨天の場合11日(水)に延期)

【問合せ】区社会福祉協議会
☎(5273)9191へ。

【対象】区内在住・在勤の方、各30名
 【費用】①は400円、②は100円
 【共催】新宿環境リサイクル活動の会
 【申込み】往復はがきに2面記載例のほか希望講座(①②の別)を記入し、①は6月5日、②は6月10日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169・0075 高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

材育成センター

【対象】区内分譲マンションの管理組合役員・区分所有者・居住者、50名

【内容】講演「マンション管理費・修繕積立金等に関する法律問題」(佐藤康之／弁護士、平松明／弁護士・マンション管理士)

【申込み】電話で6月13日(金)までに住宅課居住支援係(本庁舎7階)☎5273・3567へ。先着順。

※事前に、講演のテーマに関する質問をお受けします。

世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険サービス利用料の 負担軽減・助成制度

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は6月30日(月)までです。更新申請書を、5月20日に発送しました。お早めに手続きをしてください。

新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から、平成25年中の所得で判定します。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4176へ。

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ（介護予防を含む）利用時の居住費（滞在費）・食費の負担額を軽減します。

※介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階により軽減します。

利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分	
第1段階	生活保護を受けている方	
	住民税	老齢福祉年金を受給している方
第2段階	非課税	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円までの方
第3段階	世帯	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額（1日当たり）

施設の区分		①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費(滞在費)	ユニット型個室	【軽減前】1,970円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,310円
	ユニット型準個室	【軽減前】1,640円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
	従来型個室	【軽減前】「施設の区分」の①は1,150円・②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…「施設の区分」の①は320円・②③は490円 第2段階の方…「施設の区分」の①は420円・②③は490円 第3段階の方…「施設の区分」の①は820円・②③は1,310円
	多床室(相部屋)	【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…0円、第2段階・第3段階の方は軽減なし
食費		【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円

こんな電話は詐欺！ ★ 息子や孫を装い「トラブル解決にお金が必要」などと電話をかけてきた犯人に 自宅や指定の場所でお金をだまし取られる被害が多発 ★ 不審な電話は迷わず110番！